

ID: 365

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市道の駅条例 第15条第2項において読み替える場合の第10条第1項		
例規番号	平成19年条例第15号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用料金) 第10条 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。この場合において、利用料金の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和元年 6 月 21 日